

議会改革調査特別委員会記録

平成26年2月20日（木）

於：第1委員会室

議会改革調査特別委員会記録目次

平成26年2月20日（木）

出席委員	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告（午後1時9分）	2
議会基本条例の制定について	2
枚方市議会基本条例（案）の全文について	2
枚方市議会基本条例（案）の逐条解説について	5
枚方市議会基本条例の制定に伴う関係例規の一部改正について	6
散会宣告（午後1時37分）	7

議会改革調査特別委員会 委員会記録

平成26年2月20日（木曜日）

出席委員（9名）

委員長	高橋伸介	委員	藤田幸久
副委員長	大橋智洋	委員	岡林薫
委員	前田富枝	委員	大塚光央
委員	広瀬ひとみ	委員	堀井勝
委員	清水薫		

本日の会議に付した事件

1. 議会基本条例の制定について

市議会事務局職員出席者

事務局長	山下寿士	事務局課長代理	田中朗
事務局次長	五島祥文	事務局課長代理	吉田章伸
事務局課長	大西佳則	事務局主任	鈴木義久
事務局課長	沖卓磨	事務局主任	藤野亜希子

○高橋伸介委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。五島事務局次長。

○五島祥文市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、9名です。

以上で報告を終わります。

(午後1時9分 開議)

○高橋伸介委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから議会改革調査特別委員会を開きます。

○高橋伸介委員長 調査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

○高橋伸介委員長 これから調査に入ります。

○高橋伸介委員長 議会基本条例の制定についてを議題とします。

○高橋伸介委員長 まず、枚方市議会基本条例(案)について、御確認をお願いいたします。

本件については、前回、資料1のとおり、すべての条文をお示しし、会派にお持ち帰りの上、あらかじめ御確認いただくようお願いしておりました。

つきましては、幾つかの章ごとに分けて、今まで議論していなかったこと、改めてお気付きの点など、順に御意見の有無をお伺いし、御意見があれば、そのことについて、委員間で御協議をお願いしたいと思います。

それでは、まず前文について、御意見のある会派はございますでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)御意見もないようですので、記載のとおり、前文を確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第1章総則及び第2章議員の活動原則、条文でいいますと、第1条から第8条までについて、御意見のある会派はございますでしょうか。

○前田富枝委員 済みません。第1章と第2章だけではないんですけれども、全体的なことで。

第30条以降の語尾の修正を行ったと思うんですけれども、それ以前にも、きちんと修正しておかなければならない箇所が幾つかあると思うんです。

もし事務局が把握しておられたら、お願いできますか。

○五島祥文市議会事務局次長 それでは、私からお答えさせていただきます。

資料1でいいますと6ページ、第30条議員研修のところ、以前、堀井委員より御意見がございまして、御協議の上、「実施しなければならない」という語尾を「実施するものとする」に修正がなされたところがございます。また、第31条などについては、あえて語尾をそのままにしておくという御意見があったかと思えます。

そのことを踏まえ、事務局でも、それより前の条文のうち、「なければならない」という文言が残っている部分について、ピックアップしております。ここですべて申し上げたいと思いますので、御確認をお願いいたします。

それでは、まず、3ページ、第7条第1項の末尾ですが、「誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない」とございます。

また、同じく第2項に「市民に対して説明に努めなければならない」とございます。

その次のページに行ってくださいまして、第12条質問のところですが、第2項に「質問事項を議長に通告しなければならない」とございます。

次に、同じページ、第16条附帯決議に「対応等を遅滞なく議会に報告しなければならな

い」とございます。

次に、その下の第17条に同じく「対応等を遅滞なく議会に報告しなければならない」とございます。

次に、5ページに参りまして、第19条情報共有に「市民等と情報の共有に努めなければならない」とございます。

次に、第21条議長の情報発信に「情報の発信に努めなければならない」とございます。

次に、その下の第22条報告会等に「情報共有に努めなければならない」とございます。

最後に、6ページ、第26条第1項に「議員間での討議を尽くさなければならない」とございます。

それ以外については、「ものとする」という表現であるか、「なければならない」となっている、あえてそのまま残したものとなっております。

○高橋伸介委員長 それでは、順に見ていきたいと思えます。

まず、第7条では、第1項及び第2項に「努めなければならない」とありますが、第30条以下を参考にしますと、いずれも「努めるものとする」という形になるかと思えます。

次に、第12条第2項については、その流れでいきますと、「しなければならない」ではなく、「するものとする」という表現になるかと思えます。

次に、第16条、第17条については、市長等に対する部分ですので、「しなければならない」と、あえてこのままでもよいように思えます。

次に、第19条、第21条、第22条については、「努めなければならない」を「努めるものとする」に変えると。

最後に、第26条については、「尽くさなければならない」を「尽くすものとする」に変えるというところでしょうか。

こういったことを頭に入れていただきまして、改めて、第1条から第8条までについて、御意見のある会派はございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第1章及び第2章については、第7条第1項及び第2項の「努めなければならない」を「努めるものとする」に修正して確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第3章議案及び政策の審議及び調査、条文でいいますと、第9条から第18条までについて、御意見のある会派はございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第3章については、第12条第2項の「通告しなければならない」を「通告するものとする」に修正し、第16条及び第17条の「報告しなければならない」をそのままとして確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第4章市民との情報共有及び第5章市民参加の促進、条文でいいますと、第19条から第25条までについて、御意見のある会派はございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第4章及び第5章については、第19条、第21条、第22条の「努めなければならない」を「努めるものとする」に修正して確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第6章議員間討議及び政策提案並びに第7章政治倫理及び議員報酬、条文でいいますと、第26条から第32条までについて、御意見のある会派はございますでしょうか。

この部分では、第26条第1項の「尽くさなければならない」が「尽くすものとする」という表現になります。

また、第30条については、前々回、堀井委員より御意見があつて、既に「実施するものとする」となっております。

第31条については、あえてそのままということでした。

ただ、第32条については、藤田委員らの御意見があつて、第2項を削除いたしました。第1項の「定められなければならない」の部分については、そのときに余り話ができなかったように思います。そうすると、「定められるものとする」とするのが適当ではないかと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。ここは確定しておりますので、変更になってしまふんですけども、事務局としてはどうですか。

○五島祥文市議会事務局次長 十分な御協議をされていなかったように思いますので、改めて御確認いただいております。

○高橋伸介委員長 「議員報酬は、市民の負託にこたえる議員活動への対価であることを基本とし、定められるものとする。」としてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第6章及び第7章については、第26条第1項の「尽くさなければならない」を「尽くすものとする」に、第32条の「定められなければならない」を「定められるものとする」に修正して確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第8章危機管理体制の整備から附則まで、条文でいいますと、第33条から残りすべてについて、御意見のある会派はございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見もないようですので、記載のとおり、第8章から附則までを確定することといたします。

○高橋伸介委員長 以上で、枚方市議会基本条例（案）の本日の確認作業を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

○広瀬ひとみ委員 今、枚方市議会基本条例（案）の全文を確認して、実質的な内容の議論というのは、これで最後になろうかと思うんですけども、改めて全体を見直して、日本共産党議員団として幾つか意見がありますので、ここで述べさせていただきたいんですけども。書いたものがありますので、読ませていただきます。

今年度は、議会改革の課題として、議会基本条例の提案に向けて議論を重ね、今日に至りました。委員の皆さん、本当に御苦労さまでした。また、委員長も、副委員長も、本当にお疲れさまです。

日本共産党議員団としても、議会改革の課題として、議会基本条例と政治倫理条例の制定を以前から提案しており、議会基本条例の制定そのものは望むところです。しかし、最終的にまとめられた内容については、納得できない点があります。

例えば、前文では、市議会の役割を示す文章として、「市民福祉の向上と市政の発展に力を注いでいきます」とありましたが、「市民福祉の向上」が削除されました。地方自治体は市民福祉の向上を基本に行政運営を担うもので、市議会もまた市民福祉の増進のために力を尽くすことは当然であり、本来削ってはならない文言です。

また、前文から「市民参加の議会」、基本方針から「市民参加を推進すること」といった文言が消されました。第5章は市民参加の促進を定めていますが、第24条市民意見の反映

では、「議員提案条例等に関し、パブリックコメントの実施等のさまざまな手法により、市民等の意見を反映させるよう努める」という原案から後退し、「パブリックコメント」という具体的な方法が消されると同時に、その実施も、「必要に応じて」との言葉が挿入されることにより、限定されたものに後退しました。市民を代表する議員や市議会が市民意見の反映に努力してこそ、議会の役割が発揮されるものです。

以上の点は議論の中でも述べてきたことですが、残念ながら全体の合意には至りませんでした。しかし、それぞれ議会のありようを示す非常に重要な問題です。議会基本条例では、第10章、第36条に見直し手続が定められています。ここでは、「一般選挙を経た任期ごとに」という案文を「必要に応じて」に修正しました。これは不断の見直しを保障するための修正だと、委員長からお話もあったところです。以上に述べた点については、納得できないとの立場で、今後も引き続き、日本共産党議員団として改善を求めていきたいと思っております。

議会基本条例が制定されれば、市民の方々からも、さまざまな御意見が寄せられることと思っております。こうした声にもしっかりと耳を傾けながら、一致点でまとめられた議会基本条例をもとに、枚方市議会が今後も議会改革に不断に取り組み、市民の信頼を得られるよう、日本共産党議員団としても努力を尽くしたいと述べまして、意見とさせていただきます。

○前田富枝委員 済みません。ちょっと確認なんですけれども。

第5章が、資料1では「市民参加の促進」に、資料2では「市民参加の推進」になっているんですよ。どちらが正しいのかなと思って。

○高橋伸介委員長 この場をおかりいたしまして、「促進」に訂正をお願いいたします。

誠に申し訳ございません。この場で訂正をお願いいたしまして、おわびいたします。

○大橋智洋委員 私、副委員長なので、言うのはおかしいのかもしれないですけども、資料1の6ページ、第6章の表題のところ「議員間討議及び政策提案（案）」となっていて、「（案）」が入っています。

○高橋伸介委員長 ミスプリントでございまして、削除をお願いいたします。

重ねて申し訳ございません。

○高橋伸介委員長 先ほど広瀬委員から御意見をいただいたわけですが、すべての条文について確認作業を重ねて、ようやくほぼでき上がったわけです。

この間、委員の御意見を聞いておりますと、この条例案については、どの会派も100点満点で納得されたわけではなかったと思っております。

最後に、3月7日にも御意見をいただく機会がございますので、もし会派としてまとめて御意見を出したいということであれば、それまでにお受けしたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、以上で、枚方市議会基本条例（案）の本日の確認作業を終わります。

○高橋伸介委員長 次に、枚方市議会基本条例（案）の逐条解説について、申し上げます。

議会基本条例を策定する際には、市民の皆さんにもその内容を御理解していただけるよう、個々の条文の解説、逐条解説と申しますが、これを作成するのが一般的となっております。つきましては、事務局が四日市市議会基本条例の逐条解説などを参考に、資料2のとおり、たたき台の案を作成しております。

本日は、この案をお持ち帰りいただき、次回までに会派内で御検討をお願いいたします。

その上で、次回、各会派の御意見をお伺いし、委員間で御協議をしていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○高橋伸介委員長 次に、枚方市議会基本条例の制定に伴う関係例規の一部改正について、委員間で御協議をお願いします。

協議に先立ち、事務局から資料の説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 それでは、資料3をごらんください。

初めに、枚方市議会会議規則の一部改正関係について、説明させていただきます。

まず、第43条は、質疑が終われば討論、採決へと議事を進めることを規定しておりますが、議会基本条例（案）において議員間での討議について規定しているため、第2項を追加し、委員長報告に対する質疑が終わった後、または、委員会付託が省略された場合は議案に対する質疑が終わった後で、議長発議または議員の動議により、本会議に諮って、討論の前に議員間での討議を行うことを規定しております。

なお、本委員会での御協議によりますと、議員間での討議は、まず議案が付託された常任委員会で導入し、その成果を見て、順次、他の会議に拡大を図ることとされておりますが、議会基本条例（案）が本会議を想定した規定となっておりますので、会議規則もこれに対応した改正としております。

次に、その下の第61条については、質疑または討論の終結についてのみ規定してまいりましたので、これに議員間での討議を加えるものでございます。

次に、2ページに参りまして、第92条は、委員会での審査順序を規定しておりますが、これについても委員間での討議を想定していないことから、本会議の場合と同様、第2項を追加し、質疑終結後、委員長発議または委員の申し出により、委員会に諮って、討論の前に委員間での討議を行うこととしております。

次に、その下の第115条については、質疑または討論の終結についてのみ規定してまいりましたので、これに委員間での討議を加えるものでございます。

次に、2ページの下から3ページにかけての第136条については、請願の紹介議員の委員会出席についてのみ規定してまいりましたが、議会基本条例（案）では請願者本人も出席することを想定してまいりましたので、請願者についての規定を追加したものでございます。

次に、いわゆる協議会規程の一部改正について、説明させていただきます。

各協議会については、議会基本条例（案）で原則公開する会議として挙げられておりますので、傍聴の取り扱いについて規定した第5条を、委員会条例の一部改正と同様の内容に改正するものでございます。

なお、今回お示しさせていただきましたのは、平成26年4月1日の施行に合わせて改正が必要な部分のみでございまして、平成27年5月1日に施行する通年議会に関するものは、改めてその前にお示しさせていただきたいと考えております。

説明については、以上でございます。

○高橋伸介委員長 ただいまの御説明を踏まえ、委員間で御協議をお願いします。事務局への質疑でも結構です。いかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見等もないようですので、資料3に記載のとおり、枚方市議会基本条例の制定に伴い、関係例規を改正することといたします。

なお、会議規則の一部改正については、議会の議決が必要ですので、枚方市議会基本条例とあわせて本委員会による委員会提出議案として取り扱いたいと思います。

また、協議会規程については、枚方市議会基本条例の制定議案が議決された後、速やかに改正していただくよう議長にお願いする予定ですので、よろしくお願いいたします。

○高橋伸介委員長 最後に、次回の予定について、申し上げます。

逐条解説については、委員会提出議案の参考資料として配付したいと考えておりますので、会派にお持ち帰りの上、御検討いただき、次回の委員会で最終的に確定したいと考えております。委員の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

○高橋伸介委員長 以上で、本日の調査はすべて終了しました。

よって、議会改革調査特別委員会はこちらをもって散会します。

(午後1時37分 散会)

委員長 高橋伸介

議長 有山正信